

平成 23 年 10 月 17 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 23 年 10 月 17 日（月）開会：午後 1 時 30 分 閉会：午後 3 時 31 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）
副委員長 岩下彰（市民クラブ改革）
委員 今村岳司（にしのみや未来）
大石伸雄（政新会）
西田いさお（むの会）
野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）
町田博喜（公明党議員団）
他に、地方自治法の規定に基づき、白井啓一議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

岸利之、たかはし倫恵、よつや薫

6 一般傍聴者

2 名

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 木田秀
次 長 北林哲二
庶務課長 村本和宏
議事調査課長 宮島茂敏

8 協議事項について

（1）議員提出議案に対する当局の意見表明機会付与について

本件は、議員提出議案など議会側から提出される議案の審議に当たって、当局の意見を表明する機会を与えてほしい旨の申し入れが当局よりあり、10月4日開催の議会運営委員会において、本委員会でその検討を行うことを決定したことを受け、協議を行うものです。

まず、事務局から、当局の意向を取りまとめた案の説明を受けました。その後、議員提出議案に対する当局の意見表明機会付与について、協議しました。各委員より意見を聴取した結果、概ね提示された案で意見の一致を見ましたが、当局が述べ

る意見の内容について、執行機関としての執行上の問題に関する意見にとどまるべきであるという意見、議会の判断材料になるものはよいが、議決を左右しようとするものではないという意見、質疑や議論の参考の意見にするだけで当局の意見が何か特別重い意味を持つことにはならないという意見、情緒的な発言は整理する必要があるという意見などが出されました。これらの本委員会で出された意見を踏まえ、当局が述べる意見の内容について、改めて当局との間で調整を行い、次回の委員会(10月31日開催予定)までに、議会運営委員会の申し合わせ事項の案を作成し、各委員に配布することになりました。

(2) 議会基本条例の制定について

前回の委員会に引き続き、議会基本条例の制定について協議しました。

まず、先日行った「『議会基本条例』に関する全議員アンケート」の結果を報告しました。その後、今後の進め方として、12月議会の機会をとらえて全議員を対象とするアクションを起こすべきかどうかということについて協議を行いました。各委員より意見を聴取した結果、全議員を対象にした勉強会を行ってはどうかという意見、他市の事例を勉強するのは、先入観ができてしまうので、まず土台から勉強したほうがよいとする意見、スキームの整理をしっかりとすべきであるという意見、12月議会で議会全体として何かを実施するというのは時期尚早であるという意見が出されました。協議の結果、12月議会では全議員を対象とした協議などは特に行わず、本委員会として理念を作り上げる前段の情報収集等を行いながら協議を継続することとなりました。

(3) 委員会記録のホームページでの公開について

前回の委員会に引き続き、委員会記録のホームページでの公開のうち、委員会の公開について協議しました。各委員より意見を聴取した結果、形式的には許可制を維持しつつも、満席になるまでは委員会に諮ることなく傍聴を認めるという事実上の公開とすることで一致しました。今後、事務局で運用面で出てくる傍聴席数等の課題の整理を行い、次回の委員会でその解決について、引き続き協議することとなりました。

(4) 陳情の取り扱いについて

前回の委員会に引き続き、陳情の取り扱いのうち、陳情受付基準の見直しについて協議しました。各委員より意見を聴取した結果、現時点では、次の3つの意見に分かれており、引き続き協議を行うこととなりました。

提出者の本人確認ができないもの、郵送で送付されたもの及び提出者が市外居住者であるものについては、委員会に送付しないこと、また、委員会で審査した陳情については、請願と同様に、陳情者の住所及び氏名を公表すること。

提出者の本人確認ができないもの、郵送されたもののうち持参できない理由が明確でないもの及び提出者が市外居住者であるものについては、委員会に送付しないこと。

現状の取り扱いのままとすること。

参考

12月定例会までの本委員会の日程

平成23年10月31日(月)午前10時～正午

平成23年11月7日(月)午後1時30分～午後3時30分

平成23年11月24日(木)午前10時～正午

以 上